

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026年5月



弁護士 [飯田浩司](#)

岩田合同法律事務所は、故・岩田宙造弁護士が1902年に「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、本邦において最も歴史のある法律事務所の一つであり、120年有余の歴史を紡ぎ、絶えざる革新を目指しております。

この企画では、岩田宙造弁護士をはじめとする当事務所の諸先輩方が関わった裁判例の検証を通じて、私たちの訴訟弁護士としての伝統を再確認し、絶えざる研鑽へとつなげていきます。

■ 大判大正5年9月5日民録22輯1670頁（大正4年（才）第1098号）

第6回目となる今回は、大判大正5年9月5日民録22輯1670頁（大正4年（才）第1098号）をご紹介します。

大正5年（1916年）は、第一次世界大戦が激化し、ヴェルダンの戦い、ソンムの戦いなど、凄惨な消耗戦の様相を呈していました。他方、日本は参戦こそしていたものの、既に南洋諸島の占領や青島の戦いにおける勝利を収めており、大正5年当時は大戦景気に湧いていました。また、これに伴い、産業構造・社会構造の変化が生じつつありました。

同判決の要旨等については、判例集の記載では以下とされています。

【事件名】 貸金請求ノ件

判決要旨	現代語訳
指名債権ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル質権者ハ第三債務者ニ質権ノ設定ヲ通知シ	指名債権を質権の目的とした質権者は、第三債務者に対して質権設定の通知を

<p>又ハ第三債務者カ之ヲ承諾シタル時ヨリ第三債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘキヲ以テ第三債務者ハ此時ヨリ質権者ノ取立権能ヲ害スル行為ヲ為スコトヲ得ス從テ第三債務者ハ此時以後ニ取得シタル質権設定者ニ対スル債権ヲ以テ質権者ニ相殺ヲ對抗スルコトヲ得サルモノト解スルヲ相当トス</p>	<p>し、または第三債務者がこれを承諾した時から、(その質権を) 第三債務者その他の第三者に対抗することができる。したがって、第三債務者は、その時以後、質権者の債権取立権能を害する行為をすることはできない。そのため、第三債務者は、その時以後に取得した、質権設定者に対する債権をもって、質権者に対し相殺を主張して対抗することはできないものと解するのが相当である。</p>
--	--

当該訴訟は、貸金債権について質権の設定を受けた質権者である原告（上告審では被上告人）が、取立てを行おうとしたところ、第三債務者（上告審では上告人）が、質権設定通知後に取得した質権設定者に対する債権に基づく相殺の抗弁を主張した貸金請求訴訟です。

当時の民法 468 条 2 項は「譲渡人カ譲渡ノ通知ヲ為シタルニ止マルトキハ債務者ハ其通知ヲ受クルマテニ譲渡人ニ対シテ生シタル事由ヲ以テ譲受人ニ對抗スルコトヲ得」と規定し、原審（東京控判大正 4 年 1 0 月 2 0 日法律学説判例評論全集 4 巻民法 6 9 1 頁）は同条の類推適用により、第三債務者は、質権設定通知後に取得した債権に基づく相殺を対抗できないとしました。これに対して、当該第三債務者（上告人）は、判決要旨との関係では、要旨、①債権質については相殺を制限する明文の規定がないこと、②債権譲渡と債権質とでは法的性質の違いがあること（債権者の交代の有無及び譲受人と質権者の差異等の違いがあり法的性質が異なる等として、上告しました。

大審院は、

原文	現代語訳
<p>然レトモ債権ヲ目的ト為シタル質権ノ効カトシテ質権者ハ目的タル債権ヲ直接ニ取立ツルコトヲ得ルコト民法第三百六十七条ニ依リ明カナリ故ニ質権設定者ハ勿論第三債務者モ亦之ニ対スル對抗条件ノ具備シタル上ハ質権者ノ取立権能ヲ害スルノ行為ヲ為スコトヲ得サルモノト謂ハサルヘカラス而シテ指名債権ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル質権者ハ第三債務者ニ質権ノ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者カ之</p>	<p>しかし、債権を目的とする質権の効力として、質権者がその目的である債権を直接に取り立てることができることは、民法 367 条によって明らかである。したがって、質権設定者はもちろん、第三債務者もまた、これに対する対抗要件が具備された以上は、質権者の取立権能を害する行為をすることはできないものと言わなければならない。そして、指名債権を質権の目的とした質権者</p>

ヲ承諾シタル時ヨリ其質権ヲ以テ第三債務者
 其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ルヲ以テ第
 三債務者ハ此時ヨリ質権者ノ取立権能ヲ害ス
 ルノ行為ヲ為スコトヲ得サルモノト謂フ可シ
 此時以後ニ於テ第三債務者カ質権設定者ニ対
 スル債権ヲ取得シ之ヲ以テ質権者ニ相殺ヲ対
 抗スルハ質権者ノ取立権能ヲ害スルモノトス
 故ニ第三債務者ハ質権設定ノ通知ヲ受ケ又ハ
 之ヲ承諾シタル時ヨリ以後ニ取得シタル質権
 設定者ニ対スル債権ヲ以テ質権者ニ相殺ヲ対
 抗スルコトヲ得サルモノト解スルヲ相当トス
 指名債権ノ質入ニ付テハ債権譲渡ニ関スル規
 定ヲ準用スルノ規定ナキヲ以テ原院カ本件ニ
 付キ民法第四百六十八條第二項ノ規定ヲ類推
 適用シタルハ穩当ナラサルモ其第三債務者タ
 ル上告人（被控訴人）カ被上告人（控訴人）ヨ
 リ質権設定ノ通知ヲ受ケタル後ニ取得シタル
 質権設定者ナル訴外武相貯蓄銀行ニ対スル債
 権ヲ以テ被上告人ニ相殺ヲ対抗スルコトヲ得
 スト判断シタルハ結局相当ナルヲ以テ上告論
 旨ハ其理由ナシ

は、第三債務者に対して質権設定の通知をし、
 または第三債務者がこれを承諾した時から、そ
 の質権をもって第三債務者その他の第三者に
 対抗することができるのであるから、第三債務
 者は、その時から、質権者の取立権能を害する
 行為をすることはできないものというべきで
 ある。

この時以後において、第三債務者が質権設定者
 に対する債権を取得し、これをもって質権者に
 対し相殺を対抗することは、質権者の取立権能
 を害するものである。したがって、第三債務者
 は、質権設定の通知を受け、またはこれを承諾
 した時以後に取得した、質権設定者に対する債
 権をもって、質権者に対し相殺を対抗すること
 はできないものと解するのが相当である。

指名債権の質入れについては、債権譲渡に関す
 る規定を準用する旨の規定は存在しないので、
 原審が本件について民法 468 条 2 項の規定を
 類推適用したことは穩当ではない。しかし、第
 三債務者である上告人（被控訴人）が、被上告
 人（控訴人）から質権設定の通知を受けた後に
 取得した、質権設定者である訴外武相貯蓄銀行
 に対する債権をもって、被上告人に対し相殺を
 対抗することはできないと判断した点は、結論
 として相当であるから、上告論旨には理由がな
 い。

として、民法 468 条 2 項の類推適用という構成をした原審と異なり、「質権の効力」と、その第三
 者への対抗として構成し直して、相殺を対抗できないとした原審の判断を結論として維持しまし
 た（岩田弁護士は被上告人として勝訴）。

この大審院の判断が、いかなる考慮に基づいたものであるかは、明確ではありません。

現行民法制定時に、権利質について、民法 364 条 1 項は「指名債権ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル
 ルトキハ第四百六十七條ノ規定ニ從ヒ第三債務者ニ質権ノ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者カ之ヲ承
 諾スルニ非サレハ之ヲ以テ第三債務者其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」と規定して、債権譲
 渡の対抗要件具備方法を借用していましたが、他方で、民法 468 条を準用する規定は置いていま

せんでした。これは、当然、立法時における意識的な取捨選択によるものではないかと思われ
ます（注）。

実定法を重視する近時の傾向であれば、問題を解決するためにはできるだけ条文の根拠を求め
ます。民法 468 条 2 項の類推適用という構成でも、（相殺の判例法理が変化した現在においても
含め）相応の妥当な解決ができそうです。

本判決が、敢えて、「質権設定者ハ勿論第三債務者モ亦之ニ対スル對抗条件ノ具備シタル上ハ質
権者ノ取立権能ヲ害スルノ行為ヲ為スコトヲ得サルモノト謂ハサルヘカラス」と踏み込んだのは、
民法 468 条 2 項の解釈論を超えて、権利質の安定性を確保すべきという政策的判断があったのか
もしれません。また、権利質の質権設定者・第三債務者の拘束力を論じる際にしばしば言及され
る（例えば、我妻美『新訂担保物権法』（第 3 刷）191 頁）、ドイツ民法 1276 条が Ein verpfändetes
Recht kann durch Rechtsgeschäft nur mit Zustimmung des Pfandgläubigers aufgehoben werden.
（「質入れされた権利は、法律行為によっては、質権者の同意がなければ消滅させることができな
い。」）と規定していることが、当時のドイツ民法優勢下で意識された面があったのかもしれませ
ん。

時が流れ、現代において、キャッシュフローファイナンス等において「債権質」がごく当たり
前のように用いられる今も、債権質における質権者の保護の関係で、本判決が参照される場合が
あります。本判決がなぜ控訴審とは違う構成を取ったのか、それを考えるとき、私たちの民法が、
西洋から継受されたものであることを意識せざるを得ません。

（注）参考

民法修正案理由書では、民法 364 条について、「本條ハ債権擔保編第百三條ノ一部ニ些少ノ修正ヲ加ヘタ
ルモノニ外ナラス今記名證券ノ文字ニ代フルニ指名債権ナル文字ヲ以テシタルハ本條ヲ適用スヘキ場合ハ獨
り債権ノ證券アル場合ノミニ限ラサルノ意ヲ明ニセンカ爲メナリ」とあるところ、旧民法債権担保編第 103
条は

質物カ債権ノ記名証券ナルトキハ質取債権者ハ其証券ヲ占有スルコトヲ要ス
此他記名証券ノ質ノ設定ニ付テハ債権ノ讓渡ヲ告知スル通常ノ方式ヲ以テ第三債務者ニ其設定ヲ告知
シ又ハ其第三債務者カ任意ニテ之ニ参加スルコトヲ要ス
又財産編第三百四十七條ノ規定ハ右ノ場合ニ之ヲ適用ス
右ハ総テ裏書ヲ以テ取引ス可キ商証券又ハ商品ノ質ニ関シ商法ニ記載シタルモノヲ妨ケス

と規定し、上記財産編第三百四十七条は、

記名証券ノ讓受人ハ債務者ニ其讓受ヲ合式ニ告知シ又ハ債務者カ公正証書若クハ私署証書ヲ以テ之ヲ
受諾シタル後ニ非サレハ自己ノ権利ヲ以テ讓渡人ノ承継人及ヒ債務者ニ對抗スルコトヲ得ス
債務者ハ讓渡ヲ受諾シタルトキハ讓渡人ニ対スル抗弁ヲ以テ新債権者ニ對抗スルコトヲ得ス又讓渡ニ
付テノ告知ノミニテハ債務者ヲシテ其告知後ニ生スル抗弁ノミヲ失ハシム
右ノ行為ノ一ヲ為スマテハ債務者ノ弁済、免責ノ合意、讓渡人ノ債権者ヨリ為シタル払渡差押又ハ合式

ニ告知シ若クハ受諾ヲ得タル新譲渡ハ総テ善意ニテ之ヲ為シタルモノトノ推定ヲ受ケ且之ヲ以テ懈怠ナル譲受人ニ対抗スルコトヲ得

当事者ノ悪意ハ其自白ニ因ルニ非サレハ之ヲ証スルコトヲ得ス然レトモ譲渡人ト通謀シタル詐害アリシトキハ其通謀ハ通常ノ証拠方法ヲ以テ之ヲ証スルコトヲ得

裏書ヲ以テスル商証券ノ譲渡ニ特別ナル規則ハ商法ヲ以テ之ヲ規定ス

と規定しています（傍線筆者）。つまり、旧民法においては、権利質についても、債権譲渡における抗弁対抗の規定を適用（準用）する規定を置いていたところ、現行民法制定時においてこれを意識的に落としたことになりましたが、法典調査会の議事速記録においても関連記載はないように思われます。

【岩田宙造プロフィール】



明治 8 年(1875 年)、山口県生まれ。東京帝国大学を卒業後、政治家を志し、東京日々新聞（現在の毎日新聞）の記者になるが、養家の財政事情等のため政治家志望を断念し、弁護士の道へ進む。明治 35 年(1902 年)、岩田宙造法律事務所を開設。その後、貴族院議員、司法大臣（現在の法務大臣）、日本弁護士連合会会長、学士会理事長など、政界、司法界、学界の各要職を歴任し、昭和 41 年(1966 年)死去。

【執筆者】



[飯田 浩司](#)（弁護士）
hiroshi.iida@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2010年弁護士登録。金融規制法務、金融取引法務、金融関係訴訟等を取り扱う。2014年から2016年まで金融庁総務企画局企画課保険企画室勤務。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。